

抽選償還当選債券の引換処理に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、業務方法書第65条の規定に基づき、当社における清算約定の決済に関し用いられた債券が抽選償還当選債券(同条に規定する抽選償還当選債券をいう。以下同じ。)である場合の当該抽選償還当選債券の引換請求等に関し、必要な事項を定める。

(引換請求)

第2条 現物清算参加者は、引渡しを受けた債券が抽選償還当選債券であることを発見した場合は、当該抽選償還当選債券を当社に引き渡した現物清算参加者(以下「渡方現物清算参加者」という。)に対し、その引渡しを受けた後当該銘柄の最初に到来する利払期日(その日が当該抽選償還当選債券の償還期日に当たる場合は、次の利払期日)から起算して3か月目の日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)までの間、同一銘柄の他の債券との引換えの請求(以下「引換請求」という。)をすることができる。ただし、抽選償還当選債券が利付きの債券以外の債券である場合は、その引渡しの日から起算して1年3か月目の日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)までの間、引換請求をすることができる。

2 当該抽選償還当選債券の引渡しを受けた現物清算参加者(以下「受方現物清算参加者」という。)が、前項の規定により引換請求を行う場合は、当該抽選償還当選債券を当社を経由して渡方現物清算参加者に交付するものとする。ただし、やむを得ない事由により当該抽選償還当選債券を交付することができない場合は、当社の承認を得て、その事実を証する書面をもってこれに代えることができる。

(引換請求手続の中間省略)

第3条 受方現物清算参加者は、引換請求を行う場合において、渡方現物清算参加者が当該抽選償還当選債券につき、更に遡及して引換請求手続を行う現物清算参加者があるときは、遡及を受ける現物清算参加者に対して引換請求を行うことができる。

(引換の履行)

第4条 渡方現物清算参加者は、前2条の規定による引換請求を受けた場合は、当該引換請求を受けた日から起算して1か月目の日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。)までに、引換えを行わなければならない。

2 前項に規定する場合においては、渡方現物清算参加者は、引換えを行うまでの間、当該引換請求を受けた日の前日(休業日に当たる場合は、順次繰り上げる。以下同じ。)の一定の順位により選択された指定金融商品市場における当該引換請求に係る債券の最終値段(最終値段がない場合は、最近の時価及び市場全般の情勢等を勘案して当社が定める価格。以下同じ。)に相当する金銭を、当該抽選償還当選債券又は第2条第2項ただし書に定める書面と引換えに受方現物清算参加者に預託しなければならない。ただ

し、渡方現物清算参加者は、やむを得ない事由がある場合は、翌日(休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。以下同じ。)にこれを行うことができる。

- 3 業務方法書の取扱い第 11 条第 3 項の規定は、前項の一定の順位について準用する。
(利子の補償)

第 5 条 渡方現物清算参加者は、引き渡した利付きの債券が抽選償還当選債券であったことにより、受方現物清算参加者が利子を受けることができなかつた場合は、引換えの履行時に、当該利子に相当する金額を補償しなければならない。
(代金決済)

第 6 条 渡方現物清算参加者は、第 4 条第 1 項に定める期限までに引換えを行うことができない場合は、当該期限の翌日を決済日として、次条に定める決済値段により、当社を通じ、その決済を行わなければならない。
(決済値段)

第 7 条 決済値段は、決済日の前日の一定の順位により選択された指定金融商品市場における当該引換請求に係る債券の最終値段とする。

- 2 業務方法書の取扱い第 11 条第 3 項の規定は、前項の一定の順位について準用する。
- 3 渡方現物清算参加者は、抽選償還当選債券が利付きの債券の場合で、前項の決済値段により決済を行うときは、引換請求に係る債券の利子及び決済日までの経過利子に相当する金額を当該決済値段に加算して受方現物清算参加者に交付しなければならない。
(渡方現物清算参加者の協力義務)

第 8 条 渡方現物清算参加者は、引き渡した債券が抽選償還当選債券であることを発見したときは、遅滞なくその旨を受方現物清算参加者に通知しなければならない。

- 2 渡方現物清算参加者は、受方現物清算参加者が第 2 条第 1 項に定める請求期限を経過したことにより、その請求を行うことができないこととなった場合においても、受方現物清算参加者から抽選償還当選債券の処理に必要な調査について協力を求められたときは、これに応じなければならない。

付 則

- 1 この規則は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号)附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、この規則を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 2 月 2 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。